

施設園芸振興対策事業の必要書類等について

事業申請に必要なもの	1. 印鑑 2. 市税完納証明書 3. 見積書 ※内訳として、名称、規格、数量、単価等が記載されていること 4. ハウス位置図 5. ハウスの現況及び導入予定箇所の写真 6. 認定農業者又は認定就農者を確認できる書類 7. 申告書の写し（課税方法の記載箇所）
補助金請求に必要な書類 （事業完了後）	1. 印鑑 ※(事業申請時と同一の印鑑) 2. 事業実施が確認できる写真（着工前と完了後等） 3. 領収書等の写し 4. 支払った金額の内容が確認できる書類（出来高書もしくは請求書） ※内訳として、名称、規格、数量、単価等が確認できること 5. 補助金を入金する通帳
そ の 他	1. 事業申請時に既に事業を着手しているものは対象外となります。 2. 国・県事業で事業採択されたものは対象外となります。 3. 補助金の支払いは、請求から約3週間で口座に入金されます。（書類に不備がある場合を除きます。）

問い合わせ先：西都市農林課 農産園芸係（0983-43-1153）